

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和8年6月23日（火）午前9時24分～午前9時37分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長 副市長 教育長 企画財政部長 総務部長
市民部長 地域文化スポーツ部長 福祉保健部長 子ども家庭部長
環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長
幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項1「令和7年度各部の方針の取組状況について」の説明をお願いします。

部 長 令和7年度の各部の方針の取組状況（案）について、各部から提出いただいた内容を取りまとめました。取りまとめに当たっては、部の方針に対する取組状況であるという観点から、令和7年度に設定していただいた部の方針に沿った記載内容となるよう政策室で整理しました。また、文言等については、全庁的な統一を図るために一部修正している箇所があります。

本内容について各部で確認いただき、修正等があれば、6月30日までに政策室へお願いします。

その後、再度7月7日庁議で審議いただき、決定したいと考えています。

決定後は、広報こまえ8月1日号及び市ホームページで公表予定です。

市 長 本件について、質問等ありますか。

副市長 市民生活部の方針5のふるさと納税の返礼品に関する部分で、「開発や情報発信等を民間事業者に委託し」とありますが、この民間事業者というのは「一般社団法人 狛江まちみらいラボ」のことであれば、そのように記載をお願いします。

市 長 その他、意見等なければ、次回以降の庁議において継続審議とします。

次に、報告事項1「閉会中の委員会等の開催（令和8年10月・11月）及び令和8年第4回定例会関係予定について」を報告してください。

部 長 閉会中の委員会等の開催について、令和8年10月の閉会中における各常任委員会の開催ですが、総務文教常任委員会を10月28日、社会常任委員会を29日、建設環境常任委員会を30日に開催します。開始時間はいずれも午前9時から、場所は第2委員会室です。

次に、令和8年第4回定例会ですが、開催のための会派代表者会議を11月

16日、議会運営委員会は18日、開始時間はいずれも午前9時から、場所はともに第2委員会室となります。あわせて、同日、午前11時から議場にて議案説明会も予定しています。

令和8年第4回定例会の日程は、11月26日を初日とし、一般質問は12月2日、3日、4日、7日の4日間、総務文教常任委員会は12月9日、社会常任委員会は10日、建設環境常任委員会は11日に開会します。最終日前の議会運営委員会は12月18日に行い、最終日は21日を予定しています。

市長 続いて、報告事項2「令和8年狛江市議会第3回定例会関係事務日程等について」を報告してください。

部長 提出予定議案の締切は7月7日、審議については7月14日庁議でお願いする予定です。議案原稿及び行政報告等の締切は、7月24日を予定しています。

市長 続いて、報告事項3「狛江市不当要求（行政対象暴力）・カスタマー・ハラスメント対応マニュアルについて」を報告してください。

部長 令和7年4月1日に東京都カスタマーハラスメント防止条例が施行されたこと、また令和8年10月1日にはカスタマー・ハラスメントの防止措置を事業主に義務付ける労働施策総合推進法が施行されることから、全庁的に共通した考えのもと、カスタマー・ハラスメントに対応するため、「狛江市不当要求（行政対象暴力）・カスタマー・ハラスメント対応マニュアル」を作成しました。「不当要求」と「カスタマー・ハラスメント」は、組織的な対応が必要である点で共通していることから、双方に対応できるマニュアルとして、不当要求等対応マニュアルを再編したものです。

主な内容としては、まず、資料3ページから6ページまでは、不当要求、カスタマー・ハラスメントの定義や行為例等、基本的な事項を記載しています。

7ページには、カスタマー・ハラスメント等への対応の基本方針として、「職員・市民双方の人権を尊重する」「組織として毅然と対応する」「誠実に対応する」の3本を掲げています。

8ページでは、カスタマー・ハラスメント等に該当するかの判断の考え方、9ページでは、カスタマー・ハラスメント等が発生した際の基本的な対応フローについて、10ページから12ページまででは初動対応における心構え、12ページ後半以降は、想定される対応例をQ&A方式で記載しています。ただし、実際のカスタマー・ハラスメント等の事案は多岐に渡るため、マニュアル等で記載しきれない部分もあります。具体的な部分や不明な点等については、総務課までお問い合わせください。

カスタマー・ハラスメント等の対応は、まずは各課で対応いただき、内容

や悪質性等により全庁対応を行っていくこととなります。各課においては、課長職・係長職を中心に、所属職員全員で内容の確認をお願いします。

市 長 研修や説明会等は実施するのでしょうか。

部 長 多くの職員が参加できるようなオンデマンド等の方法を検討しています。

市 長 マニュアルだけだと即対応するのが難しいため、理解を深めるためにも、早めに研修を実施してください。

続いて、報告事項4「狛江市低所得者世帯エアコン購入費助成事業の申込期間延長について」を報告してください。

部 長 本事業は、4月21日庁議で報告したとおり、熱中症予防を目的として、「自宅にエアコンを設置していない」、「経年劣化等による故障等により使用できるエアコンがない」、「平成23年以前に製造されたエアコンのみを使用している」のいずれかに該当し、世帯員全員が令和7年度分の住民税非課税または均等割のみ課税の世帯に対して、10万円を上限として、エアコンの購入・設置費を助成しているものです。

助成申込の受付期間を6月30日までとしていましたが、雨や曇りの日が多く、最高気温が25℃前後の日が続いており、エアコンを稼働させていない世帯が多いことが推測され、7月に入りエアコンを稼働させた際に故障等が判明し、本事業の要件を満たす世帯が出ることが想定されるため、申込期間等を1箇月延長することとしました。

なお、市民向けには、広報こまえ7月1日号、市ホームページ、各種SNS、関係機関へのチラシ配布等により、周知を図ります。

市 長 その他ありますか。

部 長 広報こまえの紙面リニューアルについてです。

8月1日号から広報こまえの紙面リニューアルを行います。主な内容としては、すべての記事が横書き表記に統一し、それに伴い、右綴じから左綴じへ変更します。また、文字フォントを含めたデザイン等の整理を行います。紙面リニューアルに伴い、広報こまえ入稿用原稿のレイアウト変更があるため、広報連絡委員を通じて各課へお知らせします。

市 長 本件について、質問等ありますか。

副市長 文字フォントの整理というのは、UDフォントを使用するというのでしょうか。

部 長 確認します。

副市長 紙面リニューアルとは関係ありませんが、例規整備等の起案において、広報掲載日が迫っているという理由で、それまでに決裁を求めるような事例が散見されます。本末転倒なので、各課で改めて注意喚起をお願いします。

市 長 他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、6月30

日午前 10 時 30 分から開催します。